

平成 29 年 3 月 10 日

全国重症心身障害児（者）を守る会

各支部長 様

各運動推進委員 様

各ブロック事務局長 様

法人常任理事会出席者 様

全国重症心身障害児（者）を守る会

会 長 北浦 雅子

重症心身障害児（者）の児者一貫制度の維持継続について

（情報提供）

1. 平成 24 年に施行された障害者総合支援法及び改正児童福祉法により、重症心身障害児者についてはその年齢により適用される法律が異なることとなりましたが、重症心身障害児者の以下のような特性に鑑み、障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる特例措置が講じられていました。

- ①重症心身障害児施設の入所者に対応できる障害福祉サービスが限定されている（現行では療養介護）こと。
- ②重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わられるようにするなど、児者一貫した支援が望ましい等の重症心身障害の特性があること。

2. しかしながらこの特例措置は、改正法施行後直ちに新たな制度に移行することが困難な場合があることを踏まえた経過措置であり、その期限は平成 30 年 3 月末日までとされていたところですが、平成 26 年の「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書の「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」との提言を踏まえ、厚生労働省が平成 29 年 3 月 8 日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において、この特例措置を恒久化する方針が示されましたので情報提供します。

特例措置の恒久化に関する主管課長会議の資料は別添のとおりです。

(別紙) 関係部分の抜粋

15 障害児支援について

(4) 障害児入所施設の移行について

平成 22 年の児童福祉法の改正（平成 24 年施行）において、18 歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行って行くため、障害者施策で対応することとしたところである。一方、平成 23 年 10 月 31 日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししたとおり、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している 18 歳以上の者が退所させられることがないよう、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなす旨などの「みなし規定」を設け、その期限を平成 30 年 3 月末とお示ししたところである。

これまで、障害児入所施設の移行予定状況等について障害保健福祉関係主管課長会議において示し、地域移行の促進をお願いしてきたところであるが、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等のそれぞれの状況を鑑み、今後の方針を次のとおりとする予定である。

【福祉型障害児入所施設】

福祉型障害児入所施設については、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等に鑑み、みなし規定の期限を、3 年延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

【医療型障害児入所施設等】

平成 26 年の「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型障害児入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受け、現行のみなし規定を恒久化する。

〈資料出典〉

平成 29 年 3 月 8 日の厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料：社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課/地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室（2/2冊）205 頁